〇環境省告示第六十五号

料 \mathcal{O} 大 性 気 状 汚 染 に 関 防 す 止 Ź 法 許 昭 容 限 和 度 几 十三年 及 び 自 法 動 律 車 第 \mathcal{O} 燃 九 料 十七号) に 含ま 第十 れ る 九条 物 質 \mathcal{O} の二第一 量 \mathcal{O} 許 項 容 限 \mathcal{O} 度 規 定 平 に 基 成 七 づ 年 き、 + 自 月 環 動 車 境 庁 \mathcal{O} 告 燃

平成二十四年三月三十日

示第

六

+

兀

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

環境大臣 細野 豪志

混 は 合 别 ガ 表 ガ ソ ソリ 三 IJ 質 量 及 ン び \mathcal{O} パ 項 エ 中 チ セ ン ル 1 • を タ \equiv 超] え三 質 シ ヤ 量 IJ パ] 七 質 ブ セ 量 チ ン 1 パ ル 以 工 下 セ ン テ . ا の 下 に ルニ十二体 以下) 「(バ を加え 積 1 パ 才 る。 セ エ タ ン 1 1 混] 合 ル ガ + ソ 体 リン 積 パ に あ セ つて ン 1

附則

 \sum_{i} \mathcal{O} 告 示 は 平 · 成 二 + 匹 年 兀 月 日 カゝ 5 施 行 する。

						- Fol					0
				ガソリン	料の種類の燃	· 別 表 -	まれる物質ごっ	げる自動車の機限度及び自動車	大気汚染防力		自動車の燃料
酸素分	テルターシャリーブチルエー	ベンゼン	硫黄	鉛	物質燃料の性状又は燃料に含まれる		まれる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。	げる自動車の燃料の種類及び同表の中欄に掲げる燃料の性状又は燃料に含限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度は、別表の上欄に掲	大気汚染防止法第十九条の二第一項の自動車の燃料の性状に関する許容	改正案	自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度
一・三質量パーセント	七体積パーセント以下	一体積パーセント以下	○・○○一質量パーセ	検出されないこと。	許容限度		する 。	る燃料の性状又は燃料に含体限度は、別表の上欄に掲	の燃料の性状に関する許容		動車の燃料に含まれる物質の
				ガソリン	料の種類) 別 表	まれる物質ご-	げる自動車の間限度及び自動性	大気汚染防-		の量の許容限度
酸素分	テルターシャリーブチルエー	ベンゼン	硫黄	鉛	物質 燃料の性状又は燃料に含まれる		まれる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。	げる自動車の燃料の種類及び同表の中欄に掲げる燃料の性状又は燃料に含限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度は、別表の上欄に掲	大気汚染防止法第十九条の二第一項の自動車の燃料の性状に関する許容	現行	(平成七年環境庁告示第六十四号)
一・三質量パ―セント	七体積パーセント以下	一体積パーセント以下	〇・〇〇五質量パーセ	検出されないこと。	許容限度		9 3 °°	る燃料の性状又は燃料に含谷限度は、別表の上欄に掲	の燃料の性状に関する許容		(傍線部分は改正部分)

写の二、四又は六に定める福果が当該方法の適用区が	「酸素分」とは、日本工業規格K二五三六号の二、四又は六に定める下限以下であることをいう。める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分「検出されないこと」とは、日本工業規格K二二五五の四又は五に定	一 「酸素分」 「酸素分」 「酸素分」		「酸素分」とは、日本工業規格K二五三六号の二、四又は六に定める下限以下であることをいう。のる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分に検出されないこと」とは、日本工業規格K二二五五の四又は五に定	二 「酸素分のでは、一 「検出さ
		備考			備考
摄氏三百六十度以下	九十パーセント留出温度		摂氏三百六十度以下	九十パーセント留出温度	
四十五以上	セタン指数		四十五以上	セタン指数	
〇・〇〇五質量パーセント以下	硫黄	軽 油	○・○○一質量パーセ	硫黄	軽油
			下) 下)		
			量パーセントを超え三にあっては、一・三質		
			ーセント混合ガソリン		
			エーテルニ十二体積パ		
			ーターシャリーブチル		
			合ガソリン及びエチル		
			ル十体積パーセント混		
以下			以下(バイオエタノー		

方法で測定した軽油の性状をいう。	方法で測定した軽油の性状をいう。
四 「九十パーセント流出温度」とは、日本工業規格K二二五四に定める	四 「九十パーセント流出温度」とは、日本工業規格K二二五四に定める
た軽油の性状をいう。	た軽油の性状をいう。
三 「セタン指数」とは、日本工業規格K二二八〇に定める方法で算出し	三 「セタン指数」とは、日本工業規格K二二八〇に定める方法で算出し 三 「セタン指数」とは、
方法により測定した場合における数値とする。	方法により測定した場合における数値とする。